

市川市財政運営指針

(平成 26 年度～平成 28 年度)

市 川 市

目 次

1.	財政運営指針の位置づけ等	1
2.	現状分析	2
1	歳入構造の変化	2
2	歳出構造（性質別）の変化	4
3	一般会計における市債残高の推移	5
4	今後の財政見通しと課題	6
3.	今後の取り組み方針	8
1	歳入の取り組み	8
2	歳出の取り組み	9
3	財政体質の改善等	9
4.	目標値の設定	11
1	経常収支比率	11
2	財政調整基金	13
3	市税収納率	14
	◇用語解説	15

1. 財政運営指針の位置づけ等

1 財政運営

本市では、平成 11 年度から 3 次 10 年間にわたる財政健全化計画を策定し、財政の健全化に取り組んだ結果、公債費比率をはじめとした各財政指数は、類似団体と比べても概ね良好な数値で推移してきました。

しかしながら、ここ数年は財政の弾力性を示す経常収支比率が大幅に上昇するなどの悪化が見られ、また、予算編成時において、拡大する歳出を賄うために臨時財政対策債、財政調整基金繰入金等の財源対策が必要となるなど、構造的な財源不足の状況が続いている状況です。

一方、将来に目を向けると少子高齢化や核家族化が進む中で、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化等により、福祉や子育て支援、都市基盤整備など様々な分野において財政需要がさらに拡大していくことが予想されます。

また、本市歳入の根幹である市税収入については、今後予測される生産年齢人口の減少や先行きが不透明な景気の影響から、拡大する歳出を賄うほどの伸びを期待することは難しく、今後の財政運営はさらに厳しくなるものと推測しています。

このような状況を乗り越え、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立するため、財政運営の基本的な考え方、取り組む方向性を示した財政運営指針を策定しました。

2 位置づけ

本指針は、将来にわたり健全な財政運営を確立するため、財政構造の改革を進めることにより構造的な財源不足を解消し「歳入に見合った歳出」を実現するための方向性を示したものです。

また、第二次基本計画及び実施計画を着実に推進するための財政基盤を構築するためのものでもあります。

3 取り組み期間

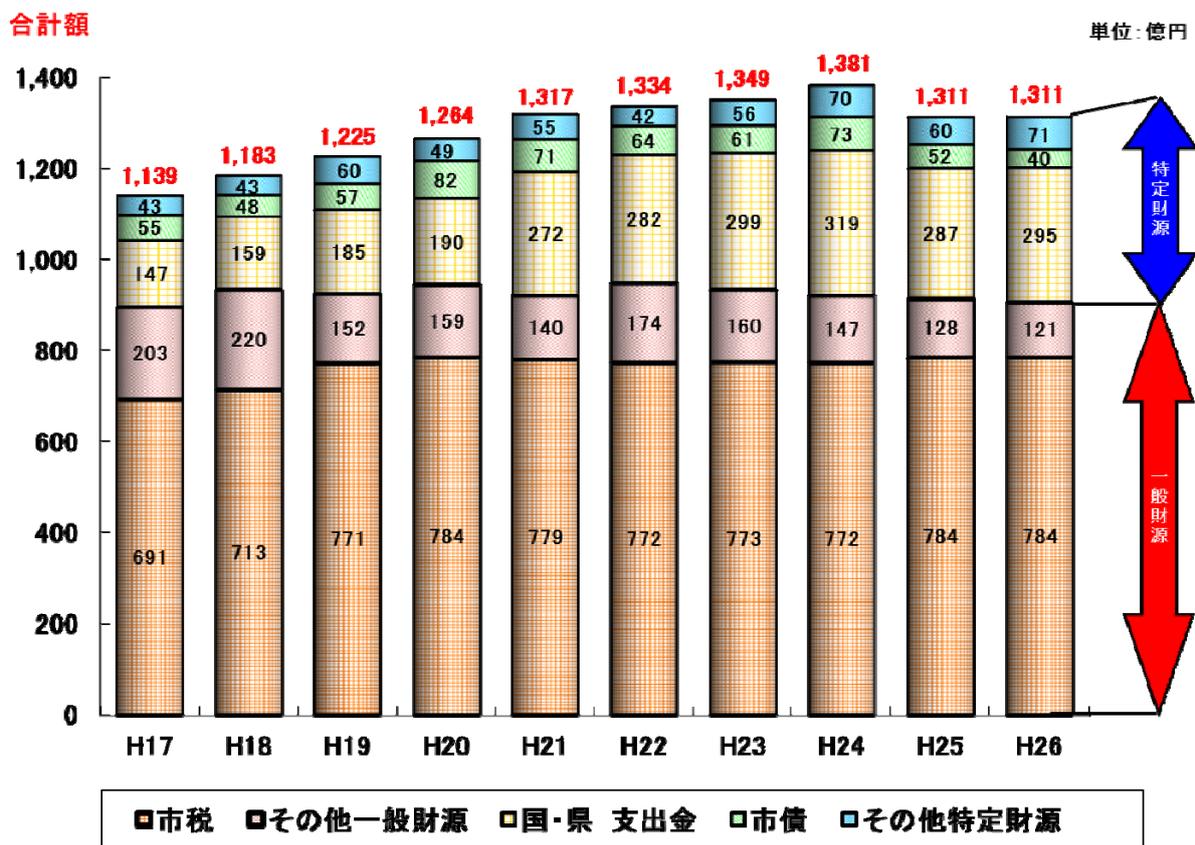
柔軟で強固な財政基盤を確立する上で特に重要な「経常収支比率」「財政調整基金」「市税収納率」については目標値を設定し、これを達成するための取り組み期間を定め、平成 23 年度から 25 年度までの第一次 3 年間に引き続き、第二次として 26 年度から 28 年度までの 3 年間に新たな期間とします。

2. 現状分析

1 歳入構造の変化

(1) 歳入額の推移

【市税を中心とした経常的な一般財源が伸び悩んでいます】



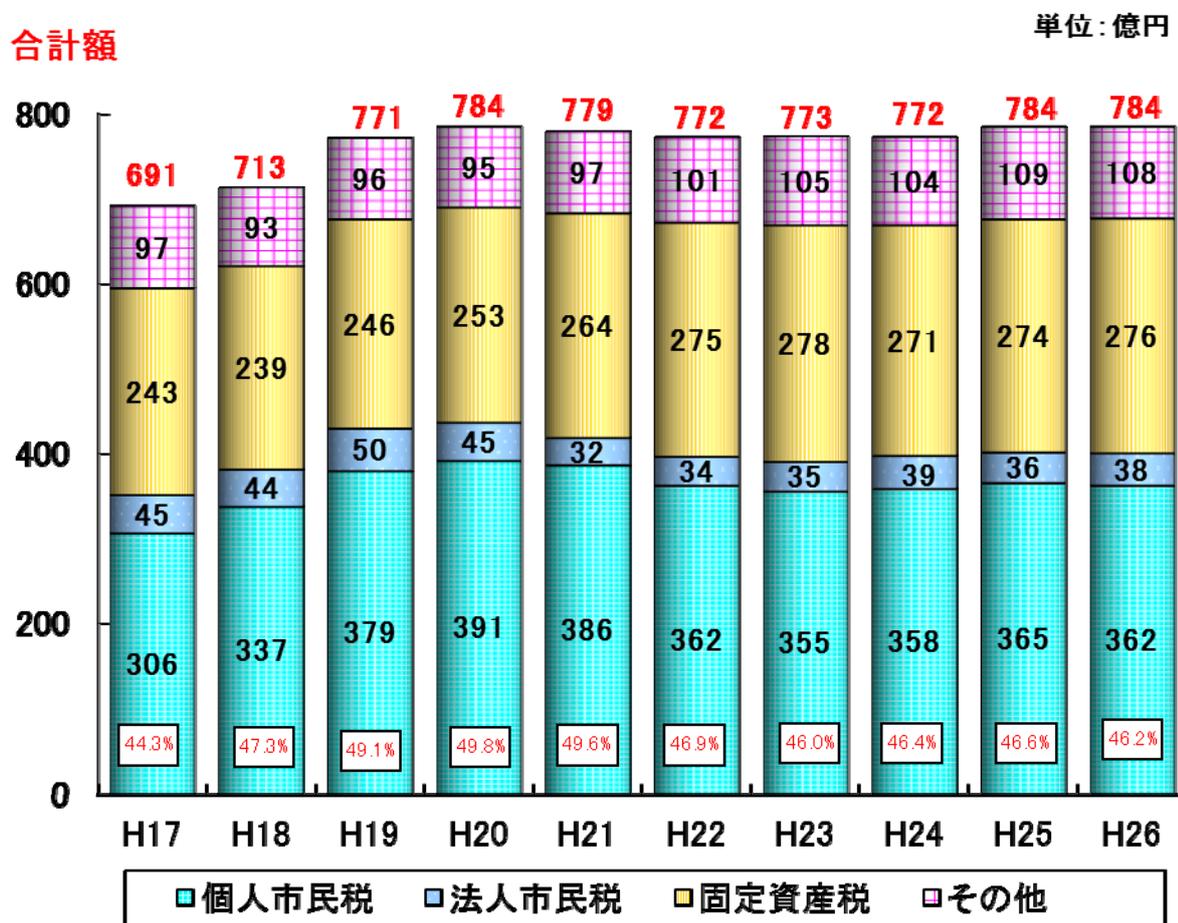
※平成 25 年度までは決算額、平成 26 年度は当初予算額

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入総額	1,139	1,183	1,225	1,264	1,317	1,334	1,349	1,381	1,311	1,311
一般財源額	894	933	923	943	919	946	933	919	912	905
一般財源額の割合	78.5%	78.9%	75.3%	74.6%	69.8%	70.9%	69.2%	66.5%	69.6%	69.0%

- ・平成 26 年度の歳入総額に占める一般財源の割合は 69.0%であり、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。
- ・本市は自主財源である市税の割合が高い歳入構造であり、国や県に対する依存度が小さいことから一定の財政力を保持していましたが、景気悪化の影響により 21 年度に低下して以降、一般財源額の額は減少傾向にあり、伸び悩んでいる状況にあります。

(2) 市税の推移

【個人市民税の構成比が減少傾向にあります】



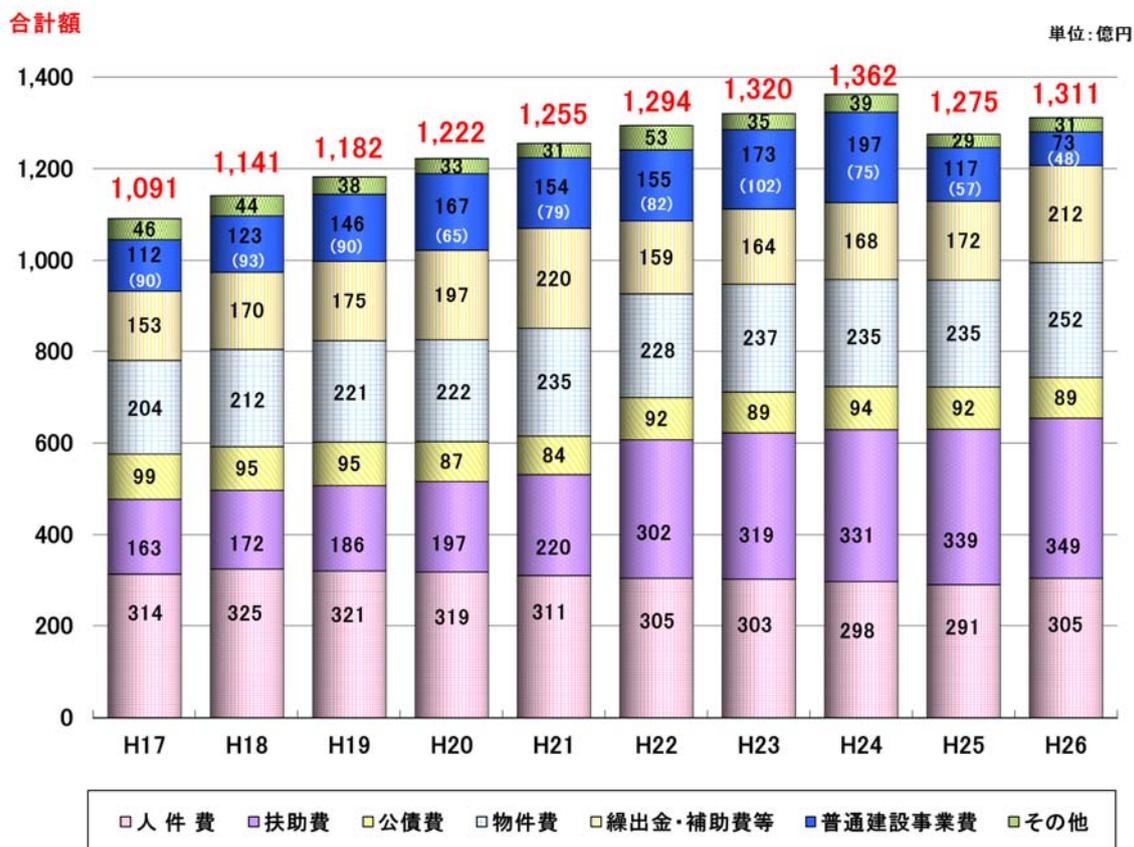
注. 内は個人市民税の構成比

※平成 25 年度までは決算額、平成 26 年度は当初予算額

- 市税のうち個人市民税の割合が高いことが本市の特徴です。
- 市税全体では、税源移譲後の平成 19 年度以降ほぼ横ばいで推移していますが、個人市民税は平成 20 年度の世界同時不況を境に、平成 21 年度以降大幅に減少し、未だ景気悪化前の状態には回復していません。
- 個人市民税は景気変動の影響を受けやすく、さらに少子高齢化の進展による現役世代の減少の影響を大きく受けることから、近い将来市税が再び減少傾向を示し始めるものと危惧しています。

2 歳出構造（性質別）の変化

【扶助費が大きく増加する一方で、普通建設事業費が減少しています】



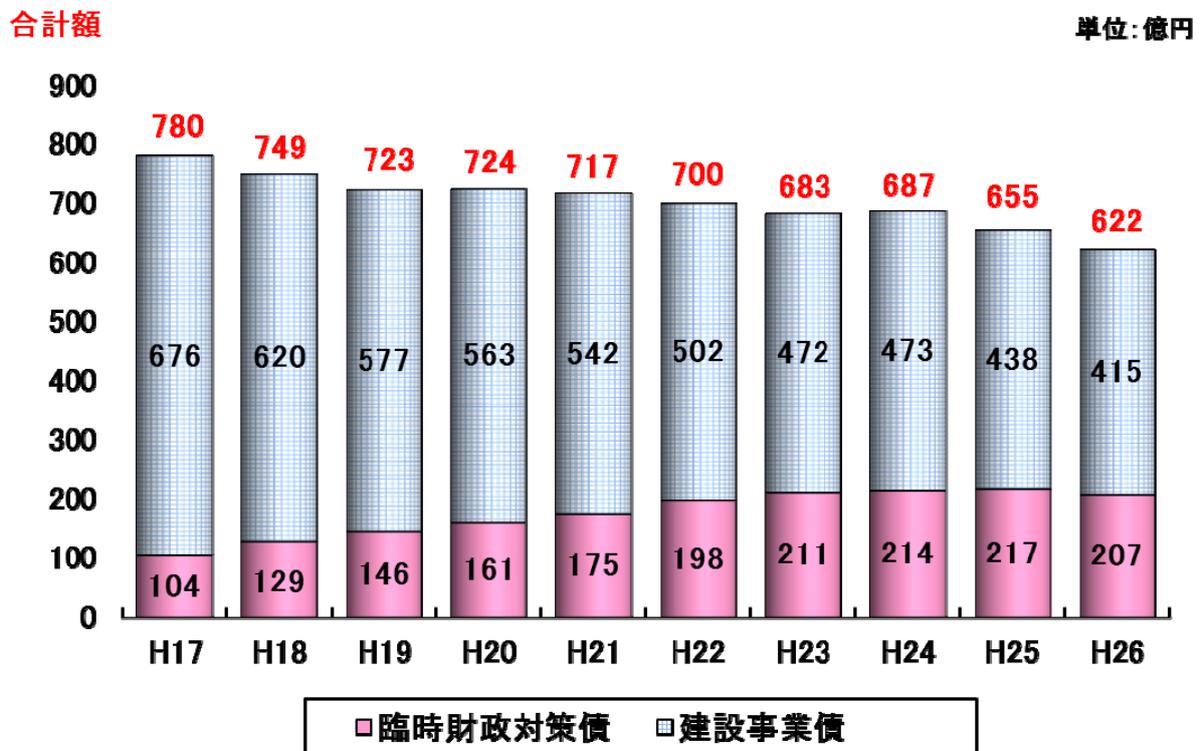
注. 普通建設事業費の（ ）内は市単独事業費

※平成 25 年度までは決算額、平成 26 年度は当初予算額

- 扶助費は、平成 17 年度に 163 億円であったものが、26 年度には 349 億円と約 2.1 倍に増加しています。
- これは、児童手当制度の拡大や障害者自立支援法の施行等による障害者扶助費の増といった国の制度改正等に伴う増や、長引く景気の低迷、高齢化の影響等により生活保護扶助費等が増加してきたこと、さらには保育園整備の推進により私立保育園の運営費が増となっていることなどによるものです。
- 普通建設事業費は、ビッグプロジェクトの実施や各事業の進捗状況などにより、年度ごとに事業費が増減するため、全体の推移としてはバラつきがありますが、単独事業費については、毎年増大する扶助費や繰出金等などの影響により、ある程度抑制せざるを得ない状況にあり、平成 26 年度は 48 億円となっています。

③ 一般会計における市債残高の推移

【残高総額は減少している一方で、臨時財政対策債の割合が増加しています】



※平成 25 年度までは年度末の現債額、平成 26 年度は年度末現債見込額です。

- 一般会計市債残高総額は、平成 17 年度に 780 億円であったものが、26 年度には 622 億円と 158 億円、20.3%減少しています。
- これは、建設事業債を活用しつつも、経常経費の伸びを吸収するため建設事業費を抑制してきたこと等によるものです。
- 臨時財政対策債とは、一般財源の不足を補うため、投資的経費以外にも充てることが許されている特例的な地方債であり、現世代の行政需要を賄うため、将来世代に負担を求めるといった性格を有しています。
- 市債残高総額が減少する一方で臨時財政対策債残高は増加傾向にあり、平成 26 年度では残高総額に占める割合は 33.3%にまで高まってきています。

4 今後の財政見通しと課題

【予算編成では歳出超過により財源対策が必要となる状況が続いています】

(1) 今後の財政見通し

- 歳入では、現在把握できる税制改正を踏まえても市税の大きな伸びは期待できません。
- 地方消費税交付金については、消費税率引き上げによる増収となる見込みですが、反面、24・25年度と交付されてきた普通交付税については、26年度調整不交付となり、27年度以降は見込めない状況にあります。
- また、市債については、各年度の建設事業の事業量に応じて増減しますが、今後は、大型建設事業の進捗により大幅に増加していきます。
- 歳出総額の半分以上は義務的経費である人件費・扶助費・公債費で占められており、人件費・公債費は減少してきたものの、扶助費については毎年10億円程度増額になると見込んでいます。
- この増加要因は、生活保護費や障害者扶助費等が増え続けていることによるもので、今後は「社会保障と税の一体改革」により、「年金・医療・介護・子ども・子育て」などの社会保障制度の充実が図られていくことから、扶助費をはじめとした社会保障関係経費がより一層増加していくものと見込んでいます。
- 普通建設事業費については、「本八幡駅北口A地区市街地再開発事業」や「クリーンセンター延命化事業」などのビッグプロジェクトの完遂により26年度は一時的に事業費が減となりますが、今後は、27年度末に完成予定の「都市計画道路3・4・18号整備事業」や、新たなビッグプロジェクトとなる「庁舎整備事業」といった大規模建設事業の進捗により、再び事業費が増加するものと見込んでいます。

さらに、今後、老朽化が進む公共施設等の改修、更新が控えており、相当量の投資が必要となる時期にきています。

- ここ数年、予算編成時における歳出超過に対しては、臨時財政対策債の発行や財政調整基金の繰入れ等による財源対策を講じてきましたが、同様の財源対策を恒久的に行うことは困難であり、「歳入に見合った歳出」への財政構造の改革が必要な状況にあります。

(2) 現在の課題

① 市税収入の伸び悩み

市税収入全体では、固定資産税が伸びてきたことなどにより、平成 20 年度の世界同時不況前の状態まで回復してきましたが、本市歳入の根幹となる市民税については、未だ景気悪化前の水準に達していません。

② 臨時財政対策債発行の可能性

臨時財政対策債については、現在は普通交付税の交付団体のみに発行が認められています。

本市は平成 24 年度より交付団体となっていました。26 年度に再び調整不交付団体となり、27 年度以降についても不交付団体となる可能性が高い状況にあります。

このことから、臨時財政対策債については財源対策としての活用が難しい状況にあります。

③ 財政調整基金の取り崩しに頼った予算編成

財政調整基金は、地震などの大規模災害時における緊急的な支出や、経済情勢の変動に伴う財源不足、大規模建設事業などの支出が増大する年度に取り崩すという機能を有しています。本市では、長引く景気低迷の影響等により、財源不足を補うため財政調整基金の取り崩し(繰入れ)を恒常的に行っています。

④ 扶助費の増大

扶助費は、子育て支援や高齢化の進展などに伴い年々増大しており、今後もさらに伸び続けていくことが見込まれています。

⑤ 物件費の増大

需用費、役務費、委託料を中心とした物件費が、年々増大しています。

物件費は、多くが経常的に支出されている経費であることから、効率的、効果的な行政運営が求められています。

⑥ 普通建設事業費の確保と単独事業費の低水準

社会保障関係経費をはじめとする経常的経費が増大することで、普通建設事業などの投資的経費はここ数年低水準が続いています。

現在、既に着手済みである「都市計画道路 3・4・18 号整備事業」や「庁舎整備事業」などの計画的に進めている大規模建設事業費を確保するとともに、老朽化が進む公共施設や設備の改修、道路・下水道などの市民生活に密着した施設の整備費についても確保していく必要があります。

3. 今後の取り組み方針

【自主財源の確保と歳出の徹底した見直しにより、財政の持続性と安定性を確保します】

1 歳入の取り組み

(1) 市税収納率の向上

強固な財政基盤と納税の公平性の確保を図るため、歳入の約 6 割を占める市税の徴収対策と体制をさらに強化し、市税収納率の向上を目指します。

(2) 財政調整基金の積立

経済状況の悪化による市税の減収や、大規模な建設事業、災害による減収及び経費の増大等にも耐えることができる強固な財政基盤を確立するため、可能な限り財政調整基金へ積み立てを図ります。

(3) 自主財源の確保

公共施設をはじめとする既存ストックの有効活用を図り、市民が利用しやすい環境整備を進め、稼働率の向上等を目指します。

また、現行の行政サービスの中での自己負担の見直しや、公式 Web ページ、市有施設等を活用した広告料収入、市有財産の売却や有効活用など、新たな収入の確保や既存収入の上積みを図ります。

(4) 債権の適正な管理

債権管理について、市が所有するすべての債権の取扱いについて統一的な処理基準を定め、債権処理の効率化や徴収強化を図ります。

2 歳出の取り組み

(1) 人件費の削減

これまでの3次にわたる「定員適正化計画」に続いて新たに策定する「定員管理方針」に基づき、適正な定員管理に努めます。

また、給与水準については、国に準拠した適正な額を維持していきます。

(2) 公共施設の最適な維持管理・保全方法の検討（ファシリティ・マネジメント）

老朽化が進む公共施設等について、効率的な維持管理・保全を行い、最適な状態（コスト最小、効果最大）で活用することで、サービスを低下させることなくコストの削減を図ります。

(3) 公共施設の運営方法の検討

公共施設の運営主体について、コスト面や市民サービス向上、地域経済の活性化と雇用創出などの観点から検証を行い、アウトソーシングや民営化など、その施設に適した運営方法を検討していきます。

(4) 普通建設事業の重点化・単独建設事業費の確保

普通建設事業については、政策的に進めている大規模建設事業に予算を重点化します。また、老朽化が進む公共施設・設備の改修など、単独建設事業費についても、市債などの特定財源を積極的に活用し、可能な限り予算を確保します。

3 財政体質の改善等

(1) 適正な公債費の額を見据えた財政体質

これまでどおり市債を積極的に活用し、ビッグプロジェクトをはじめとした計画的に進めている建設事業の事業費を確保しつつ、適正な範囲とされる指数を見据え、弾力性のある財政運営を図ります。

(2) 事業の新規・拡大にかかる財源確保ルール

新規事業の立ち上げや拡大に際しては、所期の目的を達成した事業の廃止を行う「スクラップ・アンド・ビルド」と、効果目標と期限を定め、あらかじめ終期を設定する「サンセット方式」、また、「他の事業費（歳出）の削減又は歳入の増収による恒常的財源の確保」が見込まれることを前提とする「ペイアズユーゴー原則」等のルール化を徹底していきます。

(3) 財源対策に頼らない財政体質の確立

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整する機能を果たすものですが、その処分(繰入れ)については制限があり、保有額にも限りがあります。

このことから予算編成における財源対策については、臨時的な措置であることを再認識し、極力最小限に抑える財政体質を目指します。

(4) 特別会計等に対する繰出金の抑制

特別会計等の運営は独立採算が原則であるため、歳入にあつては収納率の向上をはじめ、未収金の解消等に努めるとともに、歳出にあつては一般会計と同様、徹底したコストの削減と効率的な事業の執行に取り組み、一般会計からの繰入金に頼らない「自立した特別会計」の確立に努めます。

(5) 職員の意識改革

財政規律を遵守し、適正かつ計画的な予算執行を行うためには、職員一人ひとりが近年の厳しい財政状況を理解し、常にコスト意識を持って事業の実施にあたる必要があります。

また、職員はモラルと使命感を持ち、適正な予算執行を行うことが求められています。

今後も内部研修を実施するなどにより職員の意識改革に努め、コンプライアンスの徹底を図ります。

(6) わかりやすい財政状況の公表

現下の厳しい財政運営の状況を広く市民等に理解していただき、財政体質の改善に向けた様々な取り組みへの協力を得る必要があります。

このため、予算編成過程をはじめ、企業会計的手法を採り入れた財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)などの財政関連情報を適宜、公式Webページ上で公表していきます。

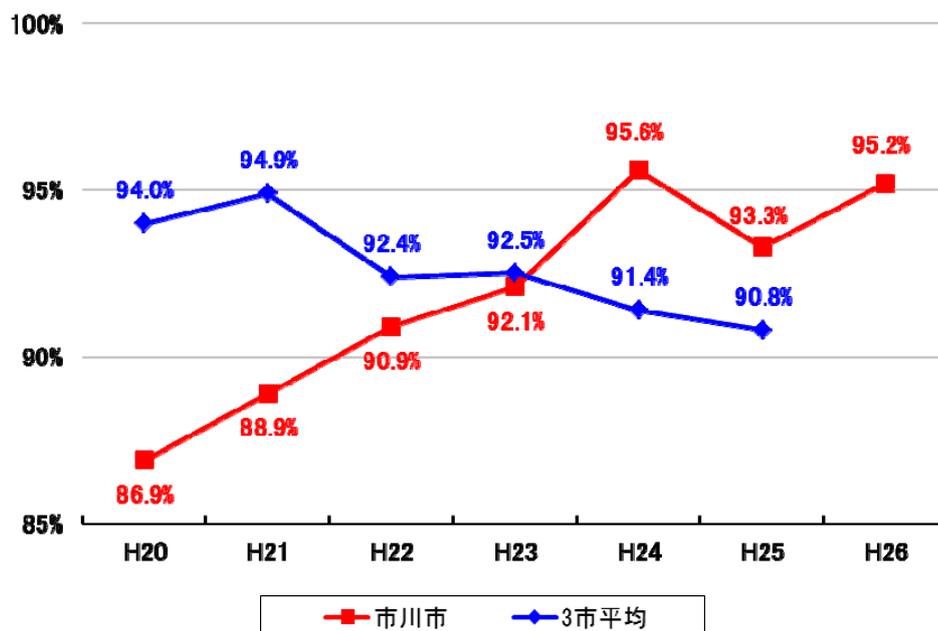
4. 目標値の設定

1 経常収支比率

・最終目標値：85%以内

・期間目標値：90%以内

【前回期間目標値：87%以内】



※平成25年度までは決算数値、平成26年度は当初予算数値

※3市平均の3市とは船橋市、松戸市、柏市です

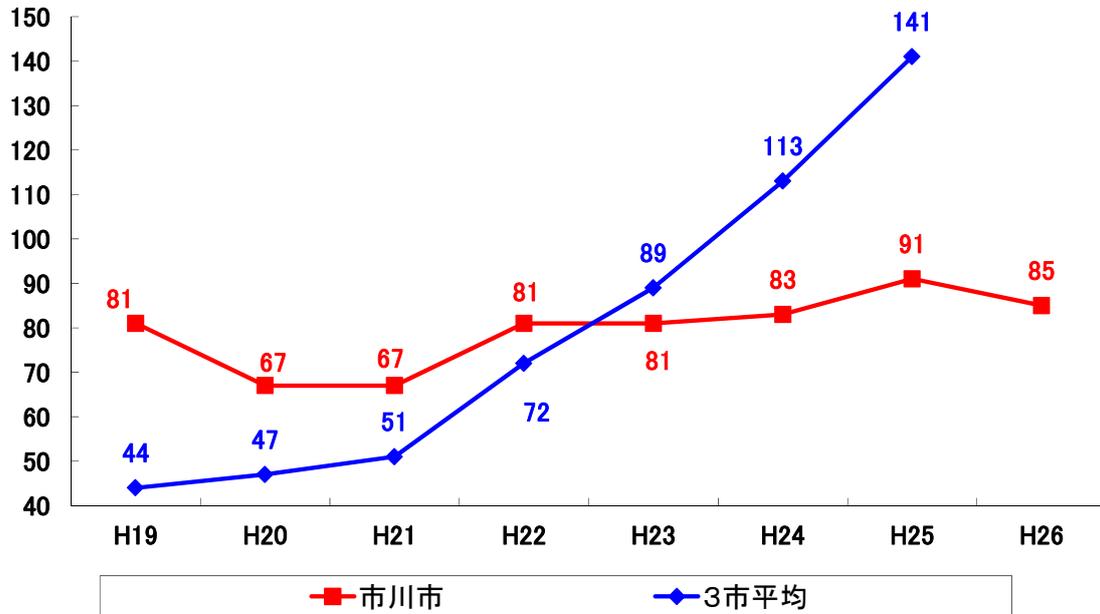
- ・経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど新たな事業や事業規模の拡大に応える余力が無いことになり、財政構造が硬直化していることとなります。
- ・本市の経常収支比率は、平成20年度の世界同時不況の影響により21年度決算以降急速に悪化し、24年度決算では95.6%まで上昇していましたが、25年度決算では地方交付税の交付、臨時財政対策債の発行等の影響により93.3%にまで回復しました。しかしながら、26年度には再び95.2%と上昇しており、さらに将来的に本市は、地方交付税が交付されない不交付団体となる見込みであることから、経常収支比率の悪化は避けられない状況です。
- ・また、社会保障と税の一体改革等の制度改正により自治体への負担が増加し、結果として扶助費をはじめとする固定的経費が増加することで、必然的に経常収支比率が上昇し財政構造の硬直化は進むこととなります。
- ・義務的経費の増加は国の制度改革によるところが多く、これに対応しながらも、財政健全化に向けた取り組みを行う必要があると言えます。

- ・そこで、本市は地方交付税不交付団体という点を踏まえた中で、まずは25年度決算での全国市町村の平均値（90.2%）までの改善を目指すこととし、取り組み期間最終年度である28年度には経常収支比率を90%以内に回復させることに努めることとします。

2 財政調整基金

- ・ 最終目標値：100億円（30年度までに）
- ・ 期間目標値：90億円
- 【前回期間目標値：80億円】

(単位:億円)

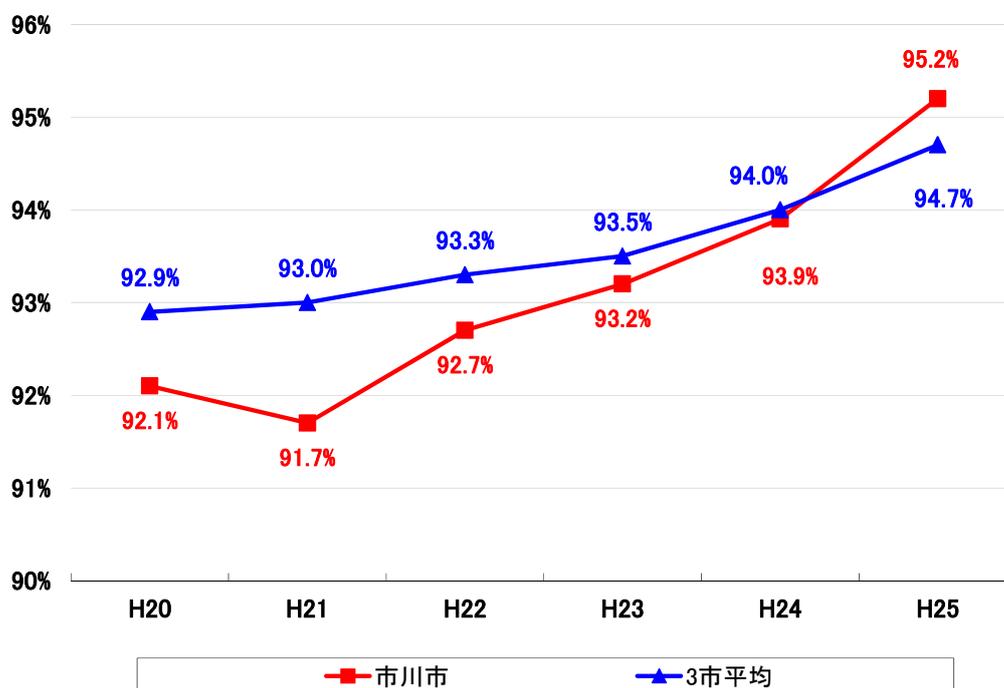


※平成25年度までは決算額、平成26年度は当初予算ベース(全て一般会計)
※3市平均の3市とは船橋市、松戸市、柏市です

- ・ 財政調整基金は、経済状況の悪化による市税の大幅な減収や、災害による減収及び経費の増大などに備えるため、財源に余裕がある年度に積み立てをすることにより、年度間の財源の不均衡を調整する機能を果たす市の貯金です。
- ・ 本市では、19年度に81億円あった残高が、20年度以降、大幅な税収減に対応するため活用を図ってきたことで21年度末には67億円まで減少しましたが、決算剰余金の2分の1以上を積立する条例改正を行ったことや、執行段階における不用額の捻出、他の財源確保等により繰入れを抑制することにより、第1次期間内で80億円という目標を達成することができました。
- ・ 今後は、不況時の税収減にも対応できる柔軟性と大規模災害による緊急支出にも対応できる強固さを兼ね備えた財政基盤を確立するため、財政調整基金の残高を平成30年度までに100億円確保することを最終目標として、今回の取り組み期間の最終年度である28年度には、90億円台を維持することを目指します。

3 市税収納率

・ 期間目標値：96%以上 【前回期間目標値：93%以上】



※平成25年度まで全て決算数値

※3市平均の3市とは船橋市、松戸市、柏市です

- 本市の過去5年間（21年度～25年度）の市税収納率を見てみると、景気の悪化などの要因により21年度は91.7%であったものが、徴収体制の強化に努めた結果、22年度以降については、順調に収納率の向上を図ることができました。
- これは、21年度から「滞納整理アドバイザー」による困難事案に対する進捗管理を行うとともに職員に対する指導、助言を受けてきたこと、また、24年度から納税課と債権管理課の組織を合併し、効率的・効果的な徴収体制を確立したことなどによるものです。
- さらに、本市の25年度の収納率95.2%は、これまで下回っていた近隣3市平均を0.5ポイント上回ることとなりました。
- 今後は、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化などにより、納税義務者数の伸びも期待できないことや、税負担の公平性確保の観点からも収納率のさらなる向上は、重要な課題となっています。
- このことから、これまでの取組みを継続し、最終年度である28年度には、96%以上の収納率を目指し、市税収入の確保に努めていきます。

◇ 用語解説

経常収支比率

地方公共団体の恒常的に歳入される一般財源が、恒常的に支出される経費にどれだけ費やされているかを表す比率であり、この値から財政構造の弾力性を判断することができます。算定式は次のとおりです。

$$\cdot \text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額}$$

経常収支比率悪化要因は、これまでは主に分子（経常的経費）の拡大であったのに対し、これからは、個人市民税収入の減少が常態化することによる分母（税等一般財源）の縮小もそれに加わることにより、このまま対策を講じなければ経常収支比率は加速度的に悪化していくことが推測されます。

臨時財政対策債

地方財政法第5条による建設事業債の特例を定める地方財政法第33条関連条文の一つである第33条の5の2において規定される地方債です。

この地方債は、当該年度の一般財源に不足が生じたことの対策として発行する地方債であることから、いわば、現世代の行政需要を賄うために、将来世代に借金を背負わせるという性格を有し、その発行額は国が定めた算定式により求められます。

平成22年度の国の制度改正により、25年度以降は普通交付税の交付団体のみ発効が認められることとされています。

自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源のことで、地方税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金等がこれに当たります。

自主財源額の大きさは行財政運営にあたっての安定度の高さを表します。

一般財源

使途が特定されておらず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金などがこれにあたります。

一般財源額の大きさは行財政運営にあたっての自由度の高さを表します。

特定財源

使途が特定されている財源のことで、福祉サービスを行う際の国・県支出金や建設事業を行う際の地方債、施設の維持管理費に充てる使用料などがこれにあたり、一般財源とは違い、使途は限定されます。

